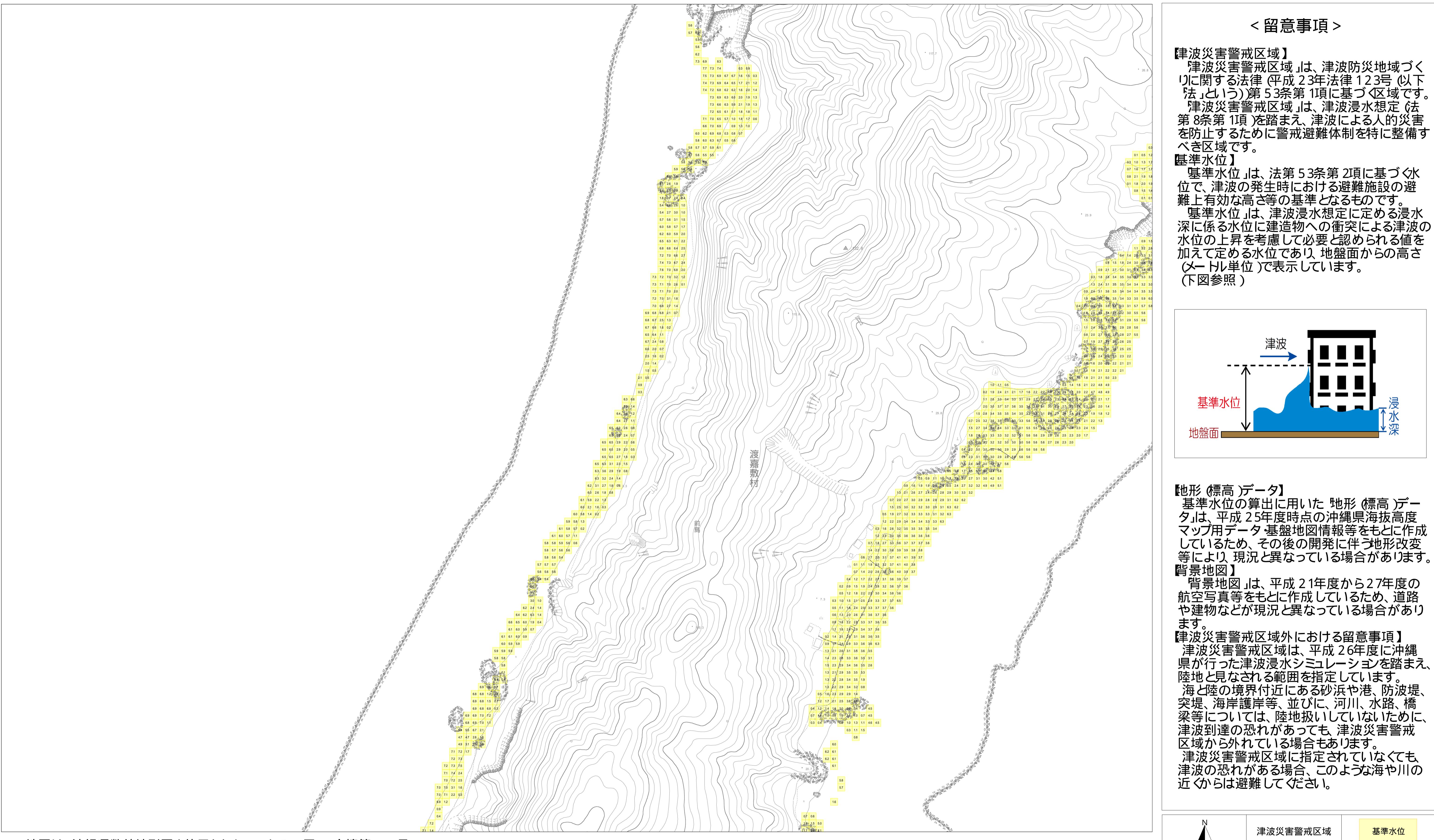


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(その29-32)

平成30年3月指定



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

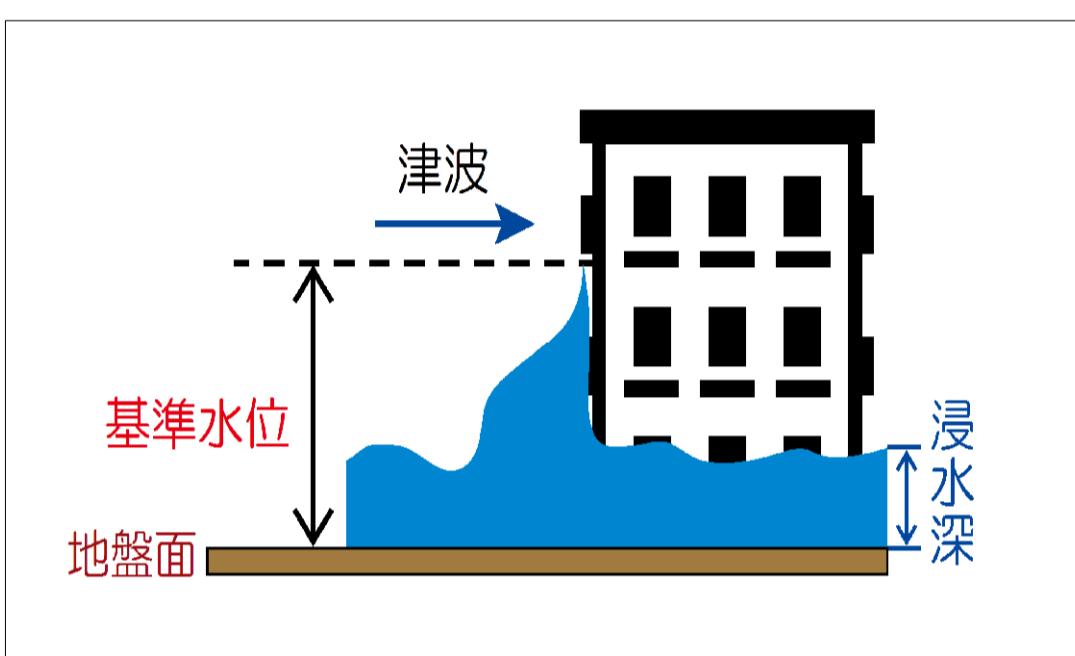
「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。

「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定法(第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

「基準水位」の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度時点の沖縄県海拔高度マップ用データ・基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変等により、現況と異なる場合があります。

【背景地図】

「背景地図」は、平成21年度から27年度の航空写真等をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】

「津波災害警戒区域」は、平成26年度に沖縄県が行った津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。

海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあつても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。

津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺 1/2,500	市町村名 渡嘉敷村	図面番号 29-32